

議案第 3 1 号

南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例(平成22年南あわじ市条例第17号)
の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地域福祉計画が策定されるまで」を「後任の委員が委嘱されるまで」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

南あわじ市地域福祉計画策定委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条・第2条 略 （組織及び委員） 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。 2 略 3 委員の任期は、委嘱の日から<u>地域福祉計画が策定されるまでの期</u> 間とする。 4・5 略 第4条以下 略	第1条・第2条 略 （組織及び委員） 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。 2 略 3 委員の任期は、委嘱の日から<u>後任の委員が委嘱されるまでの期間</u> とする。 4・5 略 第4条以下 略	

議案第 3 2 号

南あわじ市出産祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市出産祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市出産祝金支給条例の一部を改正する条例

南あわじ市出産祝金支給条例（平成 17 年南あわじ市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「その保護者」を「出生児の保護者」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（出産祝金の額）

第 3 条 出産祝金の額は、出生児 1 子につき 10 万円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に出生した児童に係る出産祝金の支給について適用し、同日前に出生した児童に係る出産祝金の支給については、なお従前の例による。

南あわじ市出産祝金支給条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条 略 (支給要件) 第2条 出産祝金は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき登録されている者が出産した場合、<u>その保護者</u>に支給する。 <u>(出産祝金の額)</u> 第3条 出産祝金の額は、次に掲げる額とする。 (1) 第1子、第2子の出産 1子につき3万円 (2) 第3子以降の出産 1子につき10万円 第4条以下 略	第1条 略 (支給要件) 第2条 出産祝金は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき登録されている者が出産した場合、<u>出生児の保護者</u>に支給する。 <u>(出産祝金の額)</u> 第3条 出産祝金の額は、<u>出生児1子につき10万円とする。</u> 第4条以下 略	

議案第 33 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市介護保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）

第 3 条の規定に基づき、市が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 3 条から第 6 条までを次のように改める。

第 3 条から第 6 条まで 削除

第 7 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項第 1 号中「第 39 条第 1 項第 1 号」を「第 38 条第 1 項第 1 号」に、「31,800 円」を「30,030 円」に改め、同項第 2 号中「第 39 条第 1 項第 2 号」を「第 38 条第 1 項第 2 号」に、「47,700 円」を「45,210 円」に改め、同項第 3 号中「第 39 条第 1 項第 3 号」を「第 38 条第 1 項第 3 号」に、「47,700 円」を「45,540 円」に改め、同項第 4 号中「第 39 条第 1 項第 4 号」を「第 38 条第 1 項第 4 号」に、「57,240 円」を「59,400 円」に改め、同項第 5 号中「第 39 条第 1 項第 5 号」を「第 38 条第 1 項第 5 号」に、「63,600 円」を「66,000 円」に改め、同項第 6 号から第 12 号までを次のように改める。

- (6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 79,200 円
- (7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 85,800 円
- (8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 99,000 円
- (9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 112,200 円
- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 125,400 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 138,600 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 151,800 円

第7条第1項に次の1号を加える。

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 158,400円

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,080円」を「18,810円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「31,800円」を「32,010円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「44,520円」を「45,210円」に改める。

第9条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又はこの条例第7条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第5号まで又はこの条例第7条第6号から11号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条及び第9条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<u>(趣旨)</u> <u>第1条 市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</u> 第2条 略 <u>(介護給付)</u> <u>第3条 市は、法令の定めるところにより次に掲げる介護給付を行う。</u> <u>(1) 居宅介護サービス費の給付</u> <u>(2) 特例居宅介護サービス費の給付</u> <u>(3) 地域密着型介護サービス費の給付</u> <u>(4) 特例地域密着型介護サービス費の給付</u> <u>(5) 居宅介護福祉用具購入費の給付</u> <u>(6) 居宅介護住宅改修費の給付</u> <u>(7) 居宅介護サービス計画費の給付</u> <u>(8) 特例居宅介護サービス計画費の給付</u> <u>(9) 施設介護サービス費の給付</u> <u>(10) 特例施設介護サービス費の給付</u> <u>(11) 高額介護サービス費の給付</u> <u>(12) 特定入所者介護サービス費の給付</u> <u>(13) 特例特定入所者介護サービス費の給付</u>	<u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、市が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条 略	

- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める介護サービス費の給付
(予防給付)

第4条 市は、法令の定めるところにより次に掲げる予防給付を行う。

- (1) 介護予防サービス費の給付
(2) 特例介護予防サービス費の給付
(3) 地域密着型介護予防サービス費の給付
(4) 特例地域密着型介護予防サービス費の給付
(5) 介護予防福祉用具購入費の給付
(6) 介護予防住宅改修費の給付
(7) 介護予防サービス計画費の給付
(8) 特例介護予防サービス計画費の給付
(9) 高額介護予防サービス費の給付
(10) 特定入所者介護予防サービス費の給付
(11) 特例特定入所者介護予防サービス費の給付
(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める介護予防サービス費の給付

第5条及び第6条 削除

(保険料)

第7条 令和3年度から令和5年度までにおける保険料は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

第3条から第6条まで 削除

(保険料)

第7条 令和6年度から令和8年度までにおける保険料は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第39条第1項第1号に掲げる者 31,800円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 47,700円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 47,700円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 57,240円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 63,600円

(6) 次のいずれかに該当する者 76,320円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82,680円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 30,030円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 45,210円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 45,540円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 59,400円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 66,000円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 79,200円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 85,800円

該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 98,580円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 101,760円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 114,480円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態とな

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 99,000円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 112,200円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 125,400円

るもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 120,840円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 127,200円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料は、同号の規定にかかわらず、19,080円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料は、同号の規定にかかわらず、31,800円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料は、同号の規定にかかわらず、44,520円とする。

第8条 略

第9条 略

2 略

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 138,600円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 151,800円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 158,400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料は、同号の規定にかかわらず、18,810円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料は、同号の規定にかかわらず、32,010円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料は、同号の規定にかかわらず、45,210円とする。

第8条 略

第9条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令<u>第39条第1項第1号イ</u>（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ<u>又はこの条例第7条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令<u>第39条第1項第1号から第5号まで又はこの条例第7条第6号から第11号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 略 第10条以下 略	3 保険料の賦課期日後に令<u>第38条第1項第1号イ</u>（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、<u>第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令<u>第38条第1項第1号から第12号まで</u>のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 略 第10条以下 略	
--	---	--

議案第 3 4 号

南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 30 年南あわじ市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「省令第 2 条」を「省令第 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条・第2条 略 第3条 略 2・3 略 4 第2項の事業を行う者（以下「指定介護予防支援等事業者」という。）は、省令第18条第3項（省令第32条において準用する場合を含む。）の研修を実施するに当たり、次に掲げる事項に留意し、担当職員（<u>省令第2条</u>の担当職員をいう。以下同じ。）の計画的な育成に努めるものとする。 (1)～(3) 略 5～7 略 第4条 略	第1条・第2条 略 第3条 略 2・3 略 4 第2項の事業を行う者（以下「指定介護予防支援等事業者」という。）は、省令第18条第3項（省令第32条において準用する場合を含む。）の研修を実施するに当たり、次に掲げる事項に留意し、担当職員（<u>省令第2条第1項</u>の担当職員をいう。以下同じ。）の計画的な育成に努めるものとする。 (1)～(3) 略 5～7 略 第4条 略	

議案第 35 号

南あわじ市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市漁港管理条例の一部を改正する条例

南あわじ市漁港管理条例（平成 17 年南あわじ市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 12 条第 1 項中「又は」を「を受けた者又は」に改め、「占用の許可を受けた者」の次に「若しくは法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）を定めた者に限る。）」を加え、「同項」を「法第 39 条第 1 項」に改める。

別表第 2 工作物その他の物件を設ける場合の部建築物及びその付属施設の項金額の欄中「第 39 条第 1 項の規定による許可を受けた場合」の次に「又は法第 43 条第 1 項の規定による法第 42 条第 1 項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）の認定を受けた場合」を加え、同部区分の欄中「養殖場、養魚場その他これらに類するもの（法第 39 条第 1 項の規定による許可」の次に「又は実施計画の認定」を加え、同部その他の項金額の欄中「第 39 条第 1 項の規定による許可」の次に「又は実施計画の認定」を加え、同表工作物その他の物件を設けない場合の項金額の欄中「法第 39 条第 1 項の規定による許可」の次に「又は実施計画の認定」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市漁港管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
(趣旨) 第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市の管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第11条 略 (使用料、占用料及び土砂採取料) 第12条 第10条第1項の使用の許可を受けた者は別表第1に定める使用料(以下「使用料」という。)を、前条第1項の占用の許可<u>又は</u>市の管理する漁港の区域内における法第39条第1項の規定による占用の許可を受けた者は別表第2に定める占用料(以下「占用料」という。)を、<u>同項</u>の規定による土砂の採取の許可を受けた者は別表第3に定める土砂採取料(以下「土砂採取料」という。)を市に納付しなければならない。 2～5 略 第13条～第16条 略 別表第1 略 別表第2 (第12条関係)	(趣旨) 第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市の管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第11条 略 (使用料、占用料及び土砂採取料) 第12条 第10条第1項の使用の許可を受けた者は別表第1に定める使用料(以下「使用料」という。)を、前条第1項の占用の許可<u>を受けた者又は</u>市の管理する漁港の区域内における法第39条第1項の規定による占用の許可を受けた者若しくは法第43条第4項に規定する<u>認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))を定めた者に限る。)</u>は別表第2に定める占用料(以下「占用料」という。)を、<u>法第39条第1項</u>の規定による土砂の採取の許可を受けた者は別表第3に定める土砂採取料(以下「土砂採取料」という。)を市に納付しなければならない。 2～5 略 第13条～第16条 略 別表第1 略 別表第2 (第12条関係)	

区分		料率	金額	備考
工作物その他の物件を設ける場合	建築物及びその付属施設	1平方メートルにつき1年	第11条の規定による許可を受けた場合にあつては370円	
			法第39条第1項の規定による許可を受けた場合にあつては200円	
	養殖場、養魚場その他これらに類するもの（法第39条第1項の規定による許可を受けた場合の水一占面部を用する場合に限る。）	1平方メートルにつき1年	1円	

区分		料率	金額	備考
工作物その他の物件を設ける場合	建築物及びその付属施設	1平方メートルにつき1年	第11条の規定による許可を受けた場合にあつては370円	
			法第39条第1項の規定による許可を受けた場合又は法第43条第1項の規定による法第42条第1項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）の認定を受けた場合にあつては200円	
	養殖場、養魚場その他これらに類するもの（法第39条第1項の規定による許可又は実施計画の認定を受けた場合の水一占面部を用する場合に	1平方メートルにつき1年	1円	

	電柱その他これに類するもの～標識、係留杭その他これらに類するもの 略			
	その他	1 平方メートルにつき 1 年	第 11 条の規定による許可を受けた場合にあつては 370 円	
			法第 39 条第 1 項の規定による許可を受けた場合にあつては 200 円	
工作物その他の物件を設けない場合		1 平方メートルにつき 1 年	第 11 条の規定による許可を受けた場合にあつては 40 円	
			法第 39 条第 1 項の規定による許可を受けた場合にあつては 20 円	

備考 略

別表第 3 略

	限る。)			
	電柱その他これに類するもの～標識、係留杭その他これらに類するもの 略			
	その他	1 平方メートルにつき 1 年	第 11 条の規定による許可を受けた場合にあつては 370 円	
			法第 39 条第 1 項の規定による許可又は実施計画の認定を受けた場合にあつては 200 円	
工作物その他の物件を設けない場合		1 平方メートルにつき 1 年	第 11 条の規定による許可を受けた場合にあつては 40 円	
			法第 39 条第 1 項の規定による許可又は実施計画の認定を受けた場合にあつては 20 円	

備考 略

別表第 3 略

議案第 36 号

南あわじ市海釣り公園条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市海釣り公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市海釣り公園条例の一部を改正する条例

南あわじ市海釣り公園条例（平成 17 年南あわじ市条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
南あわじ市浮体式多目的公園	南あわじ市阿万吹上町田尻地先

第 3 条第 1 号の表を次のように改める。

(1) 休場日

南あわじ市浮体式多目的公園	ア 火曜日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで。 ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。 イ その他気象条件のよくない日等
---------------	--

第 3 条第 2 号の表を次のように改める。

(2) 開場時間

南あわじ市浮体式多目的公園	ア 4 月 1 日から 6 月 30 日までは、午前 6 時から午後 6 時まで イ 7 月 1 日から 9 月 30 日までは、午前 6 時から午後 7 時まで ウ 10 月 1 日から 12 月 28 日までは、午前 7 時から午後 6 時まで エ 翌年 1 月 4 日から 3 月 31 日までは、午前 7 時から午後 5 時まで
---------------	---

第 4 条及び第 11 条第 3 項中「第 1 及び別表第 2」を削る。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市海釣り公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																
第1条 略 (名称及び位置) 第2条 海釣り公園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>南あわじ市丸山海釣り公園</td><td>南あわじ市阿那賀丸山弁天島</td></tr><tr><td>南あわじ市浮体式多目的公園</td><td>南あわじ市阿万吹上町田尻地先</td></tr></table> (休場日及び開場時間) 第3条 海釣り公園の休場日及び開場時間は、次の表のとおりとする。 ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1) 休場日 <table><tr><td>南あわじ市丸山海釣り公園</td><td>ア 水曜日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。 イ その他気象条件のよくない日等</td></tr><tr><td>南あわじ市浮体式多目的公園</td><td>ア 火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、火曜日が法に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。 イ その他気象条件のよくない日等</td></tr></table>	名称	位置	南あわじ市丸山海釣り公園	南あわじ市阿那賀丸山弁天島	南あわじ市浮体式多目的公園	南あわじ市阿万吹上町田尻地先	南あわじ市丸山海釣り公園	ア 水曜日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。 イ その他気象条件のよくない日等	南あわじ市浮体式多目的公園	ア 火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、火曜日が法に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。 イ その他気象条件のよくない日等	第1条 略 (名称及び位置) 第2条 海釣り公園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>南あわじ市浮体式多目的公園</td><td>南あわじ市阿万吹上町田尻地先</td></tr></table> (休場日及び開場時間) 第3条 海釣り公園の休場日及び開場時間は、次の表のとおりとする。 ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1) 休場日 <table><tr><td>南あわじ市浮体式多目的公園</td><td>ア 火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。</td></tr></table>	名称	位置	南あわじ市浮体式多目的公園	南あわじ市阿万吹上町田尻地先	南あわじ市浮体式多目的公園	ア 火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。	
名称	位置																	
南あわじ市丸山海釣り公園	南あわじ市阿那賀丸山弁天島																	
南あわじ市浮体式多目的公園	南あわじ市阿万吹上町田尻地先																	
南あわじ市丸山海釣り公園	ア 水曜日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。 イ その他気象条件のよくない日等																	
南あわじ市浮体式多目的公園	ア 火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、火曜日が法に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。 イ その他気象条件のよくない日等																	
名称	位置																	
南あわじ市浮体式多目的公園	南あわじ市阿万吹上町田尻地先																	
南あわじ市浮体式多目的公園	ア 火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。																	

(2) 開場時間	
南あわじ市丸山海釣り公園	<u>ア 5月1日から8月31日までは、午前6時から午後7時まで</u> <u>イ 9月1日から11月30日までは、午前7時から午後5時まで</u> <u>ウ 12月1日から翌年4月30日までは、午前8時から午後5時まで</u>
南あわじ市浮体式多目的公園	<u>ア 4月1日から6月30日までは、午前6時から午後6時まで</u> <u>イ 7月1日から9月30日までは、午前6時から午後7時まで</u> <u>ウ 10月1日から12月28日までは、午前7時から午後6時まで</u> <u>エ 翌年1月4日から3月31日までは、午前7時から午後5時まで</u>

(入場料)

第4条 海釣り公園に入場しようとする者は、別表第1及び別表第2に定める入場料を、入場の際納付しなければならない。

第5条～第10条 略

(利用料金)

第11条 略

2 略

3 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める使用料の額の範囲内

	イ その他気象条件のよくない日等
(2) 開場時間	
南あわじ市浮体式多目的公園	<u>ア 4月1日から6月30日までは、午前6時から午後6時まで</u> <u>イ 7月1日から9月30日までは、午前6時から午後7時まで</u> <u>ウ 10月1日から12月28日までは、午前7時から午後6時まで</u> <u>エ 翌年1月4日から3月31日までは、午前7時から午後5時まで</u>

(入場料)

第4条 海釣り公園に入場しようとする者は、別表に定める入場料を、入場の際納付しなければならない。

第5条～第10条 略

(利用料金)

第11条 略

2 略

3 利用料金は、別表に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者があ

で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4～6 略

第12条 略

別表第1（第4条、第11条関係）

南あわじ市丸山海釣り公園

区分	釣りを目的として入場する場合の基本料金		入園料（釣りをしない者）		備考
	1回	回数券 (11枚つづり)	市外者	市内者	
大人	円 1人につき 1,000	円 1冊につき 10,000	円 200	無料	
小人	円 1人につき 500	円 1冊につき 5,000	100	無料	小・中学生

別表第2（第4条、第11条関係）

略

あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4～6 略

第12条 略

別表（第4条、第11条関係）

略

議案第 37 号

南あわじ市生産物直売所条例を廃止する条例制定について

南あわじ市生産物直売所条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市生産物直売所条例を廃止する条例

南あわじ市生産物直売所条例（平成 17 年南あわじ市条例第 153 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例

南あわじ市営住宅条例（平成 17 年南あわじ市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を加え、「第 28 条の 2 において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市営住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第5条 略 (入居者の資格) 第6条 略 2 前項に規定する老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(7) 略 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの ア 略 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの 3・4 略	第1条～第5条 略 (入居者の資格) 第6条 略 2 前項に規定する老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(7) 略 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの ア 略 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を</u>準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの 3・4 略	

第 7 条以下 略	第 7 条以下 略	
-----------	-----------	--

議案第 39 号

南あわじ市公園条例及び南あわじ市都市公園条例の一部を改正する
条例制定について

南あわじ市公園条例及び南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公園条例及び南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例

(南あわじ市公園条例の一部改正)

第 1 条 南あわじ市公園条例（平成 17 年南あわじ市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三原川河川公園の項から神代コミュニティパークの項までを削る。

(南あわじ市都市公園条例の一部改正)

第 2 条 南あわじ市都市公園条例（平成 17 年南あわじ市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 神道ふれあい公園の項の次に次のように加える。

三原川河川公園	南あわじ市市善光寺 19 番地 2
三原センターパーク	南あわじ市市福永 549 番地 1
八木コミュニティパーク	南あわじ市八木鳥井 388 番地
おのころコミュニティパーク	南あわじ市榎列下幡多 803 番地
神代コミュニティパーク	南あわじ市神代富田 128 番地

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市公園条例新旧対照表（第 1 条関係）

現 行		改 正 案		備 考
別表第 1 （第 2 条関係）		別表第 1 （第 2 条関係）		
名称	所在地	名称	所在地	
<u>三原川河川公園</u>	<u>南あわじ市市善光寺19番地 2</u>			
<u>三原センターパーク</u>	<u>南あわじ市市福永549番地 1</u>			
<u>八木コミュニティパーク</u>	<u>南あわじ市八木鳥井388番地</u>			
<u>おのころコミュニティパーク</u>	<u>南あわじ市榎列下幡多803番地</u>			
<u>神代コミュニティパーク</u>	<u>南あわじ市神代富田128番地</u>			
<u>沼島緑地おのころ公園</u>	<u>南あわじ市沼島753番地 1</u>	<u>沼島緑地おのころ公園</u>	<u>南あわじ市沼島753番地 1</u>	
別表第 2 略		別表第 2 略		

南あわじ市都市公園条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考																		
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																			
<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td colspan="2">淡路ふれあい公園～神道ふれあい公園 略</td></tr></table>	名称		所在地	淡路ふれあい公園～神道ふれあい公園 略		<table><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td colspan="2">淡路ふれあい公園～神道ふれあい公園 略</td></tr><tr><td><u>三原川河川公園</u></td><td><u>南あわじ市市善光寺19番地 2</u></td></tr><tr><td><u>三原センターパーク</u></td><td><u>南あわじ市市福永549番地 1</u></td></tr><tr><td><u>八木コミュニティパーク</u></td><td><u>南あわじ市八木島井388番地</u></td></tr><tr><td><u>おのころコミュニティパーク</u></td><td><u>南あわじ市榎列下幡多803番地</u></td></tr><tr><td><u>神代コミュニティパーク</u></td><td><u>南あわじ市神代富田128番地</u></td></tr></table>	名称	所在地	淡路ふれあい公園～神道ふれあい公園 略		<u>三原川河川公園</u>	<u>南あわじ市市善光寺19番地 2</u>	<u>三原センターパーク</u>	<u>南あわじ市市福永549番地 1</u>	<u>八木コミュニティパーク</u>	<u>南あわじ市八木島井388番地</u>	<u>おのころコミュニティパーク</u>	<u>南あわじ市榎列下幡多803番地</u>	<u>神代コミュニティパーク</u>	<u>南あわじ市神代富田128番地</u>
名称	所在地																			
淡路ふれあい公園～神道ふれあい公園 略																				
名称	所在地																			
淡路ふれあい公園～神道ふれあい公園 略																				
<u>三原川河川公園</u>	<u>南あわじ市市善光寺19番地 2</u>																			
<u>三原センターパーク</u>	<u>南あわじ市市福永549番地 1</u>																			
<u>八木コミュニティパーク</u>	<u>南あわじ市八木島井388番地</u>																			
<u>おのころコミュニティパーク</u>	<u>南あわじ市榎列下幡多803番地</u>																			
<u>神代コミュニティパーク</u>	<u>南あわじ市神代富田128番地</u>																			
別表第2 略	別表第2 略																			

議案第 4 0 号

南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例制定について

南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 南あわじ市住生活基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者等からの幅広い意見を反映させ、本市における住宅政策を総合的かつ計画的に推進するため、南あわじ市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織及び委員等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定される日までの期間とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、任期を延長することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときをもって、解任されるものとする。

7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第2項第1号の委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業建設部都市政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。